

海外引越マイページからトランクルーム サービスを申し込む際の特約

海外引越マイページから当社のトランクルームサービスにお申込みいただく場合、標準トランクルームサービス約款第4条、第9条、第10条、第14条、第20条及び第22条は以下の内容に読み替えるものとします。

(海外引越マイページ等による意思表示)

第4条 当社は、寄託者に対する通知、指図その他の意思表示を行う場合は、海外引越マイページ又は当社の指定した方法により行うことができるものとし、寄託者が当社に対し通知、指図その他の意思表示を行う場合は、海外引越マイページ又は当社の指定した方法により行うことを要求することができます。

(寄託申込書)

第9条 寄託者は、特定物品の寄託に際し、当該特定物品に関して次の事項を記載した寄託申込書を、海外引越マイページ上で作成して当社に提出するものとし、寄託者と当社は、電子契約システムにて寄託契約を締結するものとします。

- (1) 寄託者の氏名又は名称、住所及び電話番号
- (2) 品名及び数量
- (3) 荷造りされているときは、その荷造りの種類及び種類ごとの数量
- (4) 寄託価額
- (5) 保管方法を定めたときは、その方法
- (6) 保管又は荷役上特別の注意を要するときは、その保管又は荷役上の注意事項
- (7) 引渡しを行う日
- (8) 第26条第1項の火災保険に付すことを不要とするときは、その旨
- (9) その他保管又は荷役に関し必要な事項

2 当社は、寄託者が寄託申込書を提出しないため、寄託申込書に記載すべき事項を記載しないため、又は寄託申込書に記載した事項が事実と相違するために生じた損害については、賠償の責任を負いません。

(寄託申込書の記載事項の変更等)

第10条 寄託者は、前条第1項第1号に掲げる事項を変更した場合は、遅滞なく当社に対し、当社が定める方法により通知しなければなりません。

2 寄託者は、前条第1項第2号から第9号までに掲げる事項を変更しようとする場合は、当社が定める方法によりあらかじめ当社に対しその変更を申し出なければなりません。

(受取の通知)

第14条 当社は、寄託物の引渡しを受けた場合は、海外引越マイページを通じ、寄託物の引渡しを受けた旨及び第9条第1項各号の事項を寄託者に通知します。

(寄託物の出し入れ、点検等)

第20条 寄託者は、当社の立会いのもとに、寄託物の出し入れ、点検又は保存に必要な処置を行うことができます。この場合において、寄託者は、海外引越マイページ又は当社の指定した方法により当社に申し込まなければなりません。

2 当社は、寄託者が寄託物の出し入れを行った場合は、当該出し入れによる寄託物の品名、数量及び寄託価額の変更について海外引越マイページ又は当社の指定した方法により寄託者に申告を求めることができます。

3 当社は、寄託者が行った寄託物の出し入れ、点検又は保存に必要な処置により、寄託物又はその梱包若しくは収納器がき損した場合は、その旨を海外引越マイページ又は当社の指定した方法により通知します。

4 当社は、やむを得ない場合は、寄託者が寄託物の出し入れ、点検又は保存のための処置を行う日時を指定することができます。

(返還手続)

第22条 寄託者は、寄託物の返還を受けようとする場合は、氏名その他必要事項を海外引越マイページ又は当社の指定した方法により当社に申し込まなければなりません。